議　会　運　営　委　員　会

令和８年２月６日（金）

１　令和８年第１回葛飾区議会定例会の開催について

(1)　区長発言（要旨）について（別紙）

(2)　付議事件案について（別紙）　予算案　　９件
条例案　１７件
契約案　　１件
その他　　３件　［計３０件］

(3)　議員提出議案（条例案）について（別紙）

(4)　会期について（別紙）　令和８年２月１６日(月)～３月２７日(金)　４０日間
中間本会議　２月２６日(木)、２月２７日（金）

(5)　代表質問について　２月２６日(木)
順　序　自民党／公明党／区民連／共産党／か立憲
持ち時間　自民党：　３５分／公明党：　３０分／
区民連：　２０分／共産党：　２０分／
か立憲：　２０分
通告締切　２月２０日(金)　午後２時

(6)　一般質問について　２月２６日(木)　及び２月２７日（金）
順　序　自民党／公明党／区民連／共産党／か立憲／みらい／無所属
持ち時間　自民党：　４５分／公明党：　４０分／
区民連：　３０分／共産党：　３０分／
か立憲：　２５分／みらい：　２５分／
無所属：各２０分
通告締切　２月２０日(金)　午後２時

(7)　請願等について　初日付託　２月１２日(木)　受付分まで

(8)　意見書等の提出について　件名・案文締切　２月１２日(木)　午後４時

(9)　予算審査特別委員会の設置について（別紙）

(10)　署名議員　６番　つ　た　えりな　議員
７番　片　岡　ちとせ　議員
３８番　池田　ひさよし　議員

２　そ　の　他

⑴　専決処分の報告について（別紙）

【次回日程】２月 13 日（金）議会運営委員会理事会　午後１時／ 議会運営委員会　午後２時

令 和 ７ 年 度 第 五 次 補 正 予 算 （ 案 ）の 概 要

１　補正規模

（単位：千円）

会　計　名	補正前の予算額	補　正　額	補正後の予算総額
一　般　会　計	２７３，４９５，０３５	６，８１５，１８７	２８０，３１０，２２２
国民健康保険事業特別会計	４９，３７５，６０８	１１，５５３	４９，３８７，１６１
後期高齢者医療事業特別会計	１２，２４４，７４７	４４９，０８８	１２，６９３，８３５
合　　計	３３５，１１５，３９０	７，２７５，８２８	３４２，３９１，２１８

２　補正事項

一般会計（第５号）

（１）歳入　　６，８１５，１８７千円

特別区交付金　３，５００，０００千円
・普通交付金
・特別交付金

国庫支出金　３８５，４１５千円
・障害者自立支援福祉費
・障害児支援福祉費
・教育・保育給付費
・児童養護等施設費
・精神障害者自立支援福祉費
・デジタル基盤改革支援事業費
・障害者地域生活支援福祉費
・出産・子育て応援交付金
・保育対策総合支援事業費
・ひとり親家庭自立支援給付費
・精神障害者地域生活支援福祉費
・市街地再開発事業費
・学校施設環境改善交付金
・公立学校情報機器活用支援体制整備事業費

都支出金　２，６６０，７４５千円
・障害者自立支援福祉費
・障害児支援福祉費
・教育・保育給付費
・精神障害者自立支援福祉費

・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
・障害者地域生活支援福祉費
・高齢者福祉施設整備費
・子ども家庭支援包括事業費
・子ども・子育て支援交付金
・出産・子育て応援事業費
・とうきょうママパパ応援事業費
・保育対策総合支援事業費
・保育所等物価高騰緊急対策事業費
・精神障害者地域生活支援福祉費
・商工業育成事業費
・都市計画交付金
・デジタル利活用支援員配置支援事業費

財　産　収　入	２０３，３１４千円	・基金利子収入 （財政調整基金、奨学資金積立基金、 減債基金、総合庁舎整備基金、 夢と誇りあるふるさと葛飾基金、 新金貨物線旅客化整備基金、 公共施設等整備基金） ・不動産売払収入
寄　附　金	６８，６０７千円	・夢と誇りあるふるさと葛飾基金寄附金 ・奨学資金積立基金寄附金
繰　入　金	△１，４５３，４０７千円	・財政調整基金繰入金 ・公共施設等整備基金繰入金
繰　越　金	９２４，０４０千円	
諸　収　入	５２６，４７３千円	・土地開発公社貸付金元金収入

（２） 歳出　　６，８１５，１８７千円

一　般　庁　費	６８，０２３千円	・かつしかさくら祭り助成経費 ・夢と誇りあるふるさと葛飾基金積立金
庁舎管理経費	５２７，４５６千円	・総合庁舎整備基金積立金
財政管理経費	４，３１６，１３４千円	・積立金 （財政調整基金積立金、減債基金積立金、 公共施設等整備基金積立金）
財産管理経費	△１４，２９２千円	・事業用代替地整備経費
土地開発公社経費	△１７２，３１８千円	・貸付金
情報システム運営経費	△１９０，４０１千円	・住民情報系システム管理運営経費 （住民情報系システム標準化改修委託費） （債務負担行為設定）

		・ＩＣＴ基盤管理運営経費 （業務環境更新委託費、 業務端末用ツール使用料）
地域コミュニティ施設 管理運営経費	０千円	・施設改修工事費 （水元学び交流館浴室改修等工事費） （繰越明許費設定）
文化振興経費	△１０７，８００千円	・文化会館・亀有文化ホール管理運営経費 （亀有文化ホール大規模改修工事費）
一般事務経費 （戸籍住民基本台帳費）	△２０，６５４千円	・諸証明・住民異動業務委託費
戸籍事務経費	△２２，３５３千円	・戸籍振り仮名記載事務経費 （コールセンター・窓口受付業務等委託費）
障害者自立支援経費	４２０，２０７千円	・介護・訓練等給付経費 （介護給付費、訓練等給付費） ・自立支援医療費
心身障害者福祉事業経費	２０５，６７１千円	・障害児通所給付経費 （障害児通所給付費、障害児通所支援措置費） ・障害児入所給付経費 （障害児入所給付費） ・障害者施設拡充支援事業経費 （重度障害者支援助成）
障害者地域生活 支援事業経費	３７，２６０千円	・移動支援事業等委託費
総務事務経費 （高齢者福祉費）	△４９，４７７千円	・高齢者介護施設整備支援経費 （看護小規模多機能型居宅介護施設 整備費助成） ・介護施設等物価高騰緊急対策費助成 （繰越明許費設定）
ねたきり高齢者 福祉事業経費	△５１，０２８千円	・おむつ支給・使用料助成 （現物支給分）
特別養護老人ホーム等 代替施設建設経費	△１０１，６００千円	・本体工事費
総務事務経費 （児童福祉費）	△２９，１３７千円	・子ども・若者支援事業経費 （子ども・若者支援活動費助成） ・感染症対策経費 （私立保育所等設備改修費助成）
出産・子育て支援 事業経費	１０９，８３２千円	・妊婦支援給付金等給付事業経費 （出産・子育て応援ギフト委託費）

		・産前産後家事・育児支援事業経費
認証保育所運営 助成等経費	１１０，３１９千円	・私立幼稚園助成経費 （物価高騰緊急対策費助成） （繰越明許費設定） ・認証保育所運営費助成 （公定価格、保育充実支援事業費、 物価高騰緊急対策費助成 （繰越明許費設定）） ・認可外保育施設利用者負担軽減等助成経費 （物価高騰緊急対策費助成） （繰越明許費設定）
私立児童福祉施設 措置等経費	２，５７５，８１６千円	・私立保育所等施設整備費助成 （施設整備資金助成） （債務負担行為設定） ・私立保育所運営費助成 （公定価格、保育充実支援事業費、 物価高騰緊急対策費助成 （繰越明許費設定）） ・私立幼稚園運営費助成 （公定価格、物価高騰緊急対策費助成 （繰越明許費設定）） ・認定こども園運営費助成 （公定価格、物価高騰緊急対策費助成 （繰越明許費設定）） ・家庭的保育事業運営費助成 （公定価格、物価高騰緊急対策費助成 （繰越明許費設定）） ・小規模保育事業運営費助成 （公定価格、物価高騰緊急対策費助成 （繰越明許費設定）） ・障害児入所施設等措置経費 （物価高騰緊急対策費助成） （繰越明許費設定） ・児童養護施設等措置費共同経理負担金 （措置費負担金、物価高騰緊急対策費 負担金（繰越明許費設定）） ・都立児童自立支援施設大規模修繕費等負担金
児童館管理運営経費	０千円	・維持管理費 （青戸中央児童館補修工事費） （繰越明許費設定）
精神保健事業経費	１６６，４２７千円	・精神障害者自立支援経費 （介護・訓練等給付費） ・地域生活支援事業経費 （移動支援事業委託費） ・民間通所施設サービス向上推進費助成

予防接種事業経費	３２４，７９３千円	・予防接種委託費 （ヒトパピローマウイルス（女性）、 帯状疱疹（高齢者等）、 接種票作成等事務）
商業振興事業経費	△３７，９５３千円	・商店街チャレンジ戦略支援事業経費 （未来を創る商店街支援事業費助成）
亀有・柴又地域観光 拠点施設管理運営経費	０千円	・柴又川甚まちなみ館活用推進事業経費 （観光振興事業委託費、広告看板設置委託費） （繰越明許費設定）
観光施設建設経費	０千円	・柴又川甚まちなみ館建設経費 （ＺＥＢ申請業務委託費、初度調弁） （繰越明許費設定）
総務事務経費 （都市整備管理費）	９，６７６千円	・新金線旅客化事業経費 （新金貨物線旅客化整備基金積立金）
道路橋梁新設改良経費	０千円	・無電柱化整備事業経費 （堀切一丁目整備費負担金） （繰越明許費設定）
都市計画道路 整備事業経費	７８，６７２千円	・都市計画道路用地取得費 ・都市計画道路整備費負担金 （債務負担行為補正）
公園管理運営経費	△９５，３００千円	・緑のリサイクルセンター整備経費 （実施設計委託費（債務負担行為補正）、 工事費）
奨学資金貸付経費	１９９千円	・奨学資金積立基金積立金
学校教育活動指導経費	△１２２，３００千円	・教育情報化推進経費 （タブレット端末借上料）
屋内温水プール 建設経費	△１，２６８，２００千円	・（仮称）新宿地区屋内温水プール建設経費 （工事監理業務委託費（債務負担行為補正）、 本体工事費（債務負担行為補正））
小学校維持管理経費	△５３，０００千円	・学校施設維持管理経費 （電気料）
中学校維持管理経費	△１４，０００千円	・学校施設維持管理経費 （電気料）
放課後支援事業経費	６８，７０４千円	・放課後子ども支援事業経費 （放課後支援事業申請手続一元化業務 支援委託費）

		・学童保育クラブ運営助成経費 （運営事務等職員配置費助成、物価高騰緊急対策費助成（繰越明許費設定））
文化財保護事業経費	３，８２３千円	・文化財保存・活用経費 （葛飾柴又の文化的景観保存・活用経費） （繰越明許費設定）
図書館管理運営経費	△１，２３６千円	・維持管理費 （お花茶屋図書館臨時窓口用施設借上料） （債務負担行為補正）
諸　支　出　金	１４３，２２４千円	・国民健康保険事業特別会計繰出金 ・後期高齢者医療事業特別会計繰出金

国民健康保険事業特別会計（第２号）

（１）歳入　１１，５５３千円

繰　入　金	１１，５５３千円	・一般会計繰入金

（２）歳出　１１，５５３千円

諸　支　出　金	１１，５５３千円	・都支出金超過交付金返還金

後期高齢者医療事業特別会計（第２号）

（１）歳入　４４９，０８８千円

後期高齢者 医療保険料	３１７，４１７千円	・現年分 ・滞納繰越分
繰　入　金	１３１，６７１千円	・一般会計繰入金

（２）歳出　４４９，０８８千円

広域連合分賦金	４４９，０８８千円	・療養給付費分賦金 ・保険料分賦金

令和８年第１回葛飾区議会定例会付議事件の概要

予　算　案	９件
条　例　案	17件
契　約　案	１件
その他案	３件
計	30件

１　令和８年度葛飾区一般会計予算
２　令和８年度葛飾区国民健康保険事業特別会計予算
３　令和８年度葛飾区後期高齢者医療事業特別会計予算
４　令和８年度葛飾区介護保険事業特別会計予算
５　令和８年度葛飾区用地特別会計予算
６　令和８年度葛飾区駐車場事業特別会計予算
（１）　提案理由
地方自治法第211条の規定に基づき、議会に提出するもの
（２）　予算の概要
既に配付のとおり

７　令和７年度葛飾区一般会計補正予算（第５号）
８　令和７年度葛飾区国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
９　令和７年度葛飾区後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）
（１）　提案理由
既定の予算調製後に生じた事項につき、地方自治法第218条第１項の規定に基づき、補正予算を調製し、議会に提出するもの
（２）　予算の概要
別紙のとおり

10　葛飾区認知症と共に生きるまちづくり条例
（１）　制定理由及び概要
認知症になってもいつまでも住み慣れた地域で自分らしくいきいきと安心して暮らし続けることができる葛飾を実現するため、認知症と共に生きるまちづくりに関する基本理念等を定めるもの
（２）　施行日
公布の日

11　葛飾区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
（１）　制定理由及び概要
子ども・子育て支援法の改正に伴い、葛飾区における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるもの
（２）　施行日

令和８年４月１日

12　葛飾区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

（１）　制定理由及び概要

文化に関する事務を区長において管理し、及び執行することを定めるもの

（２）　施行日

令和８年４月１日

13　葛飾区住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

（１）　廃止理由及び概要

住民基本台帳カードを廃止するもの

（２）　施行日

公布の日

14　葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

（１）　改正理由

個人番号を利用することができる事務に、住登外者宛名番号管理機能を用いた住登外者の情報の管理に関する事務を追加するほか、所要の改正をするもの

（２）　概要

ア　個人番号を利用することができる事務に、住登外者宛名番号管理機能を用いた住登外者の情報の管理に関する事務を追加すること。

イ　小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務等を処理するために利用することができる特定個人情報に住登外者宛名情報を追加すること。

ウ　障害児福祉手当等の支給に関する事務等を処理するために利用することができる特定個人情報に施設入所情報を追加すること。

エ　区長が生活保護法による保護の決定等に関する事務等を処理する際に教育委員会が提供することができる特定個人情報に住登外者宛名情報を追加すること。

オ　教育委員会が就学の援助に関する事務等を処理する際に区長が提供することができる特定個人情報に住登外者宛名情報を追加すること。

（３）　施行日

公布の日

15　葛飾区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

（１）　改正理由及び概要

デジタル社会の進展等を踏まえ、区民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、オンラインにより行うことができる手続の拡大等をするもの

（２）　施行日

令和８年４月１日

16　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（１）　改正理由

特別区人事委員会の勧告に伴い、職員の給料表を改定するほか、所要の改正をするもの

（２）　概要

ア　行政職給料表（一）の適用を受ける部長級職員の昇給は、勤務成績が特に良好以上の場合に限り行うこととすること。

イ　管理職員特別勤務手当の週休日等以外の日における支給対象時間を拡大すること。

ウ　給料表を改定すること。

エ　平成 30 年行政系人事制度改正に係る給料表の切替えに伴う差額支給の取扱いを終了すること。

（３）　施行日

令和８年４月１日

17　幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（１）　改正理由及び概要

管理職の職務及び職責をより重視した給与体系の見直しに伴い、管理職員特別勤務手当の週休日等以外の日における支給対象時間を拡大するもの

（２）　施行日

令和８年４月１日

18　葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

（１）　改正理由

介護補償の１月当たりの限度額を改めるほか、所要の改正をするもの

（２）　概要

ア　介護補償の１月当たりの限度額を次のように改めること。

（ア）　常時介護を要する場合で、実費を支出して介護を受けたとき。

17 万 7,950 円→18 万 6,050 円（＋8,100 円）

（イ）　随時介護を要する場合で、実費を支出して介護を受けたとき。

８万 8,980 円→９万 2,980 円（＋4,000 円）

イ　休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改めること。

例　経験年数５年未満

学校医及び学校歯科医	8,529 円	→	9,060 円	（＋531 円）
学校薬剤師	7,164 円	→	7,629 円	（＋465 円）

（３）　施行日

公布の日（(２)アは令和７年８月１日から、(２)イは令和７年４月１日から適用）

19　葛飾区新金貨物線旅客化整備基金条例の一部を改正する条例

（１）　改正理由

基金の名称及び目的を改めるもの

（２）　概要

ア　基金の名称を改めること。

「葛飾区新金貨物線旅客化整備基金」

→「葛飾区新金線を活用した新交通整備基金」

イ　基金の目的を改めること。

「新金貨物線の旅客化の整備に要する資金に充てるため」

→「新金線を活用した新交通の整備に要する資金に充てるため」

（３） 施行日

令和８年４月１日

20 葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例

（１） 改正理由及び概要

地方税法の改正に伴い、公示送達の方法について改めるもの

（２） 施行日

地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第12号に掲げる規定の施行の日

21 葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

（１） 改正理由

多機能端末機による証明書の交付に係る手数料を改めるほか、所要の改正をするもの

（２） 概要

ア 多機能端末機による証明書の交付に係る手数料を次のとおり改めること。

（ア） 住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書並びに特別区民税・都民税課税証明書及び納税証明書 200円 → 150円

（イ） 戸籍全部事項証明書及び戸籍個人事項証明書 350円 → 220円

イ 次の期間にあっては、多機能端末機による証明書（特別区民税・都民税課税証明書及び納税証明書を除く。）の交付に係る手数料を一律10円とする。

（ア） 令和８年３月23日から令和８年５月31日まで

（イ） 令和９年２月１日から令和９年５月31日まで

（３） 施行日

令和８年３月23日

22 葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

（１） 改正理由及び概要

建築基準法施行令の改正及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、規定を整備するもの

（２） 施行日

令和８年４月１日

23 葛飾区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

（１） 改正理由及び概要

障害児に係る受給者を保護者から障害児本人とするもの

（２） 施行日

令和８年４月１日

24 葛飾区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

（１） 改正理由及び概要

子ども・子育て支援法の改正を踏まえ、乳児等のための支援給付に係る報告の命令に従わない者等に対して過料を科する規定を設けるもの

（２） 施行日

令和８年４月１日

25　葛飾区保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（１）　改正理由

区立保育所において行う事業に乳児等通園支援事業を追加するほか、所要の改正をするもの

（２）　概要

ア　区立保育所において行う事業に乳児等通園支援事業を追加すること。

イ　乳児等通園支援事業の利用料を定めること。

（３）　施行日

令和８年４月１日

26　葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例

（１）　改正理由

東立石自転車置場を廃止するほか、所要の改正をするもの

（２）　概要

ア　題名を葛飾区自転車駐車場条例に改めること。

イ　東立石自転車置場を廃止すること。

（３）　施行日

葛飾区規則で定める日

27　葛飾区立東金町中学校内装改修その他工事（その３）請負契約締結について

（１）　工 事 件 名　　葛飾区立東金町中学校内装改修その他工事（その３）

（２）　工 事 箇 所　　葛飾区東金町五丁目３番１号ほか

（３）　契約の方法　　施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

（４）　契 約 金 額　　１億 5,387 万円

（５）　契約の相手　　東京都葛飾区西水元二丁目 11 番 11 号

株式会社大和建設

代表取締役　小　川　和　男

（６）　工　　　期　　契約締結の日の翌日から令和９年３月 31 日まで

28　柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部指定管理者の指定期間の変更について

（１）　施　設　の　名　称　　柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部

（２）　指定管理者の名称等　　東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目 13 番９号

柴又おもてなしパートナーズ

構成員（代表者）

東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目 13 番９号

株式会社協栄

代表取締役　山　田　賢　治

構成員

東京都港区芝大門二丁目３番６号　大門アーバニスト 401

株式会社プランドゥ・ジャパン

代表取締役社長　大　槻　　厚

構成員

東京都足立区足立四丁目 28 番 10 号

ヤオキン商事株式会社

代表取締役　伊　藤　治　光

（３） 変　更　内　容

ア　変更前指定期間

令和８年３月１日から令和 11 年３月 31 日まで

イ　変更後指定期間

令和８年７月１日から令和 11 年３月 31 日まで

（４） 変　更　理　由

柴又川甚まちなみ館の開館延期に伴い、指定管理者の指定期間を変更するもの

29　東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

（１） 変更理由

東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更する必要があるため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経るもの

（２） 概　　要

後期高齢者医療保険料の軽減策を令和８年度、９年度も引き続き実施することとし、保険料の軽減に係る経費(審査支払手数料相当額、財政安定化基金拠出金相当額、保険料未収金補填分相当額、保険料所得割額減額分相当額及び葬祭費相当額)を各区市町村の一般財源から負担金として支弁するもの。

（３） 変更時期

令和８年４月１日

30　工事請負契約に係る和解について

（１） 提案理由

地方自治法第96条第１項第12号の規定に基づき、工事請負契約に係る和解について議決を求めるもの

（２） 概　　要

ア　和解の相手方

東京都葛飾区柴又七丁目１番11号

株式会社トーヨー冨士工

代表取締役　角　田　隆　二

イ　対 象 契 約

（ア）　工事件名　（仮称）葛飾区柴又地域観光拠点施設改修工事

（イ）　工事箇所　葛飾区柴又七丁目19番14号

（ウ）　工　　期　令和６年10月11日から令和７年11月28日まで

（エ）　契約金額　７億8,996万6,540円（令和７年11月14日変更後契約金額）

（オ）　既支払額　３億1,240万円

ウ　事 案 の 概 要

区と相手方との間に、設計図書の認識に齟齬があることに気づかぬまま現場の施工が完了したため、建築基準法に基づく検査済証の交付が受けられない事態となった。

現在、安全性の確認ができ、検査済証の交付を受けられたが、対象契約の工期を徒過

しているため、原契約では工事完了及び引渡しができない状態となっている。

エ　和解の概要

（ア）　区及び相手方は、和解の成立日をもって工事完了日及び工期満了日とし、検査及び引渡しの手続きを進める。

（イ）　区は、相手方に対し、設計図書、契約変更内容及び軽微な変更をもって検査を行う。

（ウ）　区は、前号の検査合格後、相手方の請求に基づき契約代金の残額として金477,566,540円を相手方に支払う。

（エ）　相手方は、区に対し、現況の柴又川甚まちなみ館（以下「本件建物」という。）工事で採用した工法での工事金額と契約金額との差額として金2,057,000円を支払う。

（オ）　区は、相手方に対し、契約内容変更日以降に、区が設計内容を訂正して相手方が実施した、建築基準法に適合させるための補正に要した工事費として金1,298,000円を支払う。

（カ）　区は、相手方が負担すべき、令和７年12月23日から引渡し日までに本件建物に掛かる一般管理費相当として金476,070円を支払う。

（キ）　区及び相手方は、契約代金の残額から前３号の金員を相殺とする。

（ク）　相手方は、区に対し、令和７年11月29日以降に掛かった現場管理費を請求しない。

（ケ）　区は、令和７年11月29日から引渡し日までの期間を履行遅滞として取り扱わない。

（コ）　区及び相手方は、工事完了後の契約解除について、損害賠償請求について及び契約不適合責任期間について並びに瑕疵等調査への立会い及び保証書に関しては対象契約のとおりとする。

（サ）　区及び相手方は、区及び相手方との間には、対象契約に関し、本和解書に定めるほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和８年第１回葛飾区議会定例会付議事件の概要

日本共産党葛飾区議会議員団

1　葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

⑴　改正理由及び概要

区議会議員の費用弁償の支給範囲を改めるもの

⑵　施行日

令和８年４月１日

2　葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例

⑴　改正理由及び概要

区民の福祉向上を図るため、未就学児の被保険者の均等割額を免除するとともに、18歳までの均等割額の半額を減額するもの

⑵　施行日

令和８年10月１日

3　葛飾区学童保育クラブ条例の一部を改正する条例

⑴　改正理由及び概要

全ての子どもの遊び及び生活を支援することを通じて、子どもの居場所の確保に努めなくてはならないため、使用料を改めるもの

⑵　施行日

令和８年10月１日

4　葛飾区保育所の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

⑴　改正理由及び概要

保育料完全無償化のため、延長保育料を改めるもの

⑵　施行日

令和８年10月１日

5　葛飾区旅館業法施行条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

⑴　改正理由及び概要

旅館業の実施の制限をするもの

⑵　施行日

公布の日

6　葛飾区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例の一部を改正する条例

⑴　改正理由及び概要

住宅宿泊事業の実施の制限をするもの

⑵　施行日

公布の日

令和８年第１回葛飾区議会定例会　（案）

月	日	曜	委員会名等	
２月	１日	日		
	２日	月	議会運営委員会理事会・議会運営委員会　（件名報告）	
	３日	火	（常任委員会）	
	４日	水	（常任委員会）	
	５日	木	議会運営委員会　（当初予算説明）	
	６日	金	議会運営委員会理事会・議会運営委員会　（議案説明）	
	７日	土		
	８日	日		
	９日	月	（議案送付）	
	１０日	火		
	１１日	水		
	１２日	木	請願等締切・意見書等件名及び案文締切	
	１３日	金	議会運営委員会理事会・議会運営委員会	
	１４日	土		
	１５日	日		
	１６日	月	**本会議**	
	１７日	火	常任委員会　（建設環境）	**第**
	１８日	水	常任委員会　（保健福祉）	
	１９日	木	常任委員会　（文教）	
	２０日	金	代表質問・一般質問通告締切	**1**
	２１日	土		
	２２日	日		
	２３日	月		**回**
	２４日	火	常任委員会　（総務）	
	２５日	水	議会運営委員会理事会・議会運営委員会	
	２６日	木	**本会議**	**区**
	２７日	金	**本会議**	
	２８日	土		
３月	１日	日		**議**
	２日	月	（予備日）	
	３日	火	（予備日）	
	４日	水	（予算審査特別委員会）（総括質疑）	**会**
	５日	木	（予算審査特別委員会）（第１分科会）	
	６日	金	（予算審査特別委員会）（第２分科会）	
	７日	土		**定**
	８日	日		
	９日	月	（予算審査特別委員会）（第３分科会）	
	１０日	火	（予算審査特別委員会）（第４分科会）	**例**
	１１日	水	（予備日）	
	１２日	木	（予算審査特別委員会）（採決）	
	１３日	金	常任委員会　（保健福祉）	**会**
	１４日	土		
	１５日	日		︵
	１６日	月	常任委員会　（建設環境）	
	１７日	火	常任委員会　（文教）	**会**
	１８日	水	常任委員会　（総務）	
	１９日	木	特別委員会　（新庁舎整備） （中学校卒業式）	**期**
	２０日	金		**40**
	２１日	土		
	２２日	日		**日**
	２３日	月	特別委員会　（危機管理）	
	２４日	火	特別委員会　（地域交通政策）	**間**
	２５日	水	（予備日）（小学校卒業式）	
	２６日	木	議会運営委員会理事会・議会運営委員会	︶
	２７日	金	**本会議**	